

# 郡山市優良建設工事表彰実施要綱

平成4年4月1日制定  
平成7年4月1日一部改正  
平成9年7月1日一部改正  
平成10年11月1日一部改正  
平成13年8月10日一部改正  
平成14年4月1日一部改正  
平成14年9月3日一部改正  
平成19年4月1日一部改正  
平成20年4月1日一部改正  
平成20年7月8日一部改正  
平成22年6月1日一部改正  
平成26年4月1日一部改正  
平成26年7月8日一部改正  
平成27年4月1日一部改正  
平成27年6月1日一部改正  
平成29年4月1日一部改正  
平成31年4月1日一部改正  
令和元年7月17日一部改正  
令和2年8月4日一部改正  
[財務部技術検査課]

## (目的)

第1条 この要綱は、郡山市及び郡山市上下水道局（以下「市」という。）が発注する建設工事に対する適正な施工の確保及び技術の向上を図るため、他の模範となる特に優れた建設工事を実施した建設業者に対する表彰の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 建設業者 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者をいう。
- (3) 災害 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に規定する激甚災害をいう。

## (表彰の対象及び基準)

第3条 表彰の対象となる建設工事は、市が発注した建設工事で表彰年度の前年度に完成したもので、かつ、郡山市優良建設工事表彰基準（平成10年11月1日制定）に適合するものとする。

- 2 前項のうち、災害発生時において、特に困難な条件を克服し、迅速な復旧や現場状況へ

の対応等を行った災害復旧工事に対しては、特別に表彰するものとする。

(優良工事の推薦)

第4条 財務部技術検査課長は、建設工事を担当した課(以下「工事担当課」という。)の長に対し、優良と認められる建設工事(以下「優良工事」という。)の推薦を依頼するものとする。

2 工事担当課の長は、前項の依頼を受けたときは、工事担当課において発注した前条の建設工事に該当するものの中から優良工事を選択し、優良工事推薦書(第1号様式)により財務部技術検査課長に対して推薦するものとする。

(事前審査)

第5条 財務部技術検査課長は、前条第2項の規定により推薦を受けたときは、当該推薦を受けた優良工事について事前審査を行い、事前審査に関する資料(以下「関係書類」という。)を作成し、次条に規定する郡山市優良工事表彰審査会に提出するものとする。

(郡山市優良工事表彰審査会)

第6条 優良工事の表彰に関する審査を行うため、郡山市優良工事表彰審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(審査会の組織等)

第7条 審査会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には、郡山市副市長の事務分担等に関する規則(平成27年郡山市規則第29号)第5条に規定する第1順位の副市長をもって充てる。

3 副委員長には、郡山市副市長の事務分担等に関する規則第5条に規定する第2順位の副市長をもって充て、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員には、技監、総務部長、政策開発部長、財務部長をもって充てる。

5 委員長は、会務を総理する。

(会議)

第8条 審査会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 審査会は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は必要に応じ工事担当課の長に出席を要請し、意見を聞くことができる。

(審査)

第9条 審査会は、優良工事の表彰の審査に当たっては、郡山市優良工事表彰に係る懇談会において意見を聴取し、第5条の規定により提出された関係書類に基づき審査を行うとともに、必要に応じ、優良工事の現場調査を行い、特に優れた建設工事(以下「優良建設工事」という。)を別表第1に定める工事部門及び災害復旧工事を選定するものとする。

2 委員長は、前項の審査の結果、審査会において選定された優良建設工事を市長に報告するものとする。

(表彰)

第10条 市長は、前条第2項の規定に基づく報告を受けたときは、当該報告による優良建

設工事のうちから表彰する建設工事を決定し、表彰を行うものとする。

2 表彰は、原則として年1回とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、財務部技術検査課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。ただし、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月4日から施行する。

別表第1（第9条関係）

表彰工事部門	土木部門
	建築部門
	設備部門